

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年12月26日(2013.12.26)

【公表番号】特表2013-508454(P2013-508454A)

【公表日】平成25年3月7日(2013.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-012

【出願番号】特願2012-536876(P2012-536876)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 17/02 (2006.01)

A 6 1 K 31/4174 (2006.01)

A 6 1 K 31/498 (2006.01)

A 6 1 K 31/137 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 17/02

A 6 1 K 31/4174

A 6 1 K 31/498

A 6 1 K 31/137

【手続補正書】

【提出日】平成25年11月6日(2013.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

急性紅斑の治療を必要とするヒトの急性紅斑を治療するための、アドレナリン受容体作用薬又は医薬的に許容され得るその塩を含む医薬的に許容され得る組成物であって、ヒトの急性紅斑部位へ局所的に投与される、組成物。

【請求項2】

急性紅斑が、突然現れる皮膚の状態であり、非持続性で、一時的な皮膚の赤みによって明らかになる、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

急性紅斑が、日光皮膚炎、低温火傷、火傷、虫刺され、物理的処置、化学的処置、又はそれらの組み合わせによって引き起こされる、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

急性紅斑が、レーザー光線、紫外線、高周波、放射線治療、光照射ダイオード治療、マイクロダーム擦過傷治療からなる群から選ばれる物理的処置によって引き起こされる、請求項3に記載の組成物。

【請求項5】

急性紅斑が化学薬品による皮膚の剥離、皮膚への薬剤治療、化粧品の適用からなる群から選ばれる化学的処置によって引き起こされる、請求項3に記載の組成物。

【請求項6】

化学的処置が、レチノイドの適用を含む、請求項5に記載の組成物。

【請求項7】

急性紅斑が、日焼け、光線力学療法、及びそれらの組み合わせからなる群から選ばれる

物理的処置及び化学的処置によって引き起こされる、請求項3に記載の組成物。

【請求項8】

アドレナリン受容体作用薬が、-1アドレナリン受容体作用薬又は医薬的に許容され得るその塩である、請求項1に記載の組成物。

【請求項9】

アドレナリン受容体作用薬が、選択的-1アドレナリン受容体作用薬又は医薬的に許容され得るその塩である、請求項8に記載の組成物。

【請求項10】

選択的-1アドレナリン受容体作用薬が、オキシメタゾリン、フェニレフリン、メトキシアミン、及び医薬的に許容され得るその塩からなる群から選ばれる、請求項9に記載の組成物。

【請求項11】

選択的-1アドレナリン受容体作用薬が、オキシメタゾリンである、請求項10に記載の組成物。

【請求項12】

アドレナリン受容体作用薬が、-2アドレナリン受容体作用薬又は医薬的に許容され得るその塩である、請求項1に記載の組成物。

【請求項13】

アドレナリン受容体作用薬が、選択的-2アドレナリン受容体作用薬又は医薬的に許容され得るその塩である、請求項12に記載の組成物。

【請求項14】

選択的-2アドレナリン受容体作用薬が、ブリモニジン、テトラヒドロザリン、ナファゾリン、キシロメタゾリン、エピネフリン、ノルエピネフリン、及び医薬的に許容され得るその塩からなる群から選ばれる、請求項13に記載の組成物。

【請求項15】

選択的-2アドレナリン受容体作用薬が、ブリモニジン又は医薬的に許容され得るその塩である、請求項14に記載の組成物。

【請求項16】

選択的-2アドレナリン受容体作用薬又は医薬的に許容され得るその塩が、ブリモニジン酒石酸塩である、請求項15に記載の組成物。

【請求項17】

組成物中のブリモニジンの質量百分率が、少なくとも0.05%、多くとも約5%である、請求項15に記載の組成物。

【請求項18】

組成物中のブリモニジンの質量百分率が、少なくとも0.07%、多くとも0.7%である、請求項17に記載の組成物。

【請求項19】

組成物中のブリモニジンの質量百分率が、少なくとも0.1%、多くとも0.6%である、請求項18に記載の組成物。

【請求項20】

急性紅斑部位が、顔、腕、胴、又は脚である、請求項1に記載の組成物。

【請求項21】

アドレナリン受容体作用薬又は医薬的に許容され得るその塩からなる一つの活性物質を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項22】

急性紅斑の治療を必要とするヒトの急性紅斑を治療するための、ブリモニジン又は医薬的に許容され得るその塩を含む医薬的に許容され得る組成物であって、ヒトの急性紅斑部位へ局所的に投与される、組成物。

【請求項23】

急性紅斑の予防を必要とするヒトの急性紅斑を予防するための、アドレナリン受容体

作用薬又は医薬的に許容され得るその塩を含む医薬的に許容され得る組成物であって、ヒトの急性紅斑になると予想される部位へ局所的に投与される、組成物。

【請求項 2 4】

予想される急性紅斑が、日光皮膚炎、低温火傷、火傷、虫刺され、物理的処置、化学的処置、又はそれらの組み合わせにさらされることによって引き起こされる、請求項 2 3 に記載の組成物。

【請求項 2 5】

日光皮膚炎、低温火傷、火傷、虫刺され、物理的処置、化学的処置、又はそれらの組み合わせを受ける前に、又は受けると同時に使用される、請求項 2 4 に記載の組成物。

【請求項 2 6】

急性紅斑の予防を必要とするヒトの急性紅斑を予防するための、ブリモニジン又は医薬的に許容され得るその塩を含む医薬的に許容され得る組成物であって、ヒトの急性紅斑になると予想される部位へ局所的に投与される、組成物。

【請求項 2 7】

予想される急性紅斑が、日光皮膚炎、低温火傷、火傷、虫刺され、物理的処置、化学的処置、又はそれらの組み合わせにさらされることによって引き起こされる、請求項 2 6 に記載の組成物。

【請求項 2 8】

日光皮膚炎、低温火傷、火傷、虫刺され、物理的処置、化学的処置、又はそれらの組み合わせを受ける前に、又は受けると同時に使用される、請求項 2 7 に記載の組成物。

【請求項 2 9】

二次的な炎症の予防を必要とするヒトの二次的な炎症を予防するための、ブリモニジン又は医薬的に許容され得るその塩を含む医薬的に許容され得る組成物であって、二次的な炎症になると予想される部位へ局所的に投与され、二次的な炎症が急性紅斑によって引き起こされる、組成物。